

議案第 3 号

スクールソーシャルワーカー設置規程について

スクールソーシャルワーカー設置規程を別紙のとおり定める。

平成21年6月17日

沖縄県教育委員会

スクールソーシャルワーカー設置規程

(設置)

第1条 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うため、教育事務所にスクールソーシャルワーカーを設置する。

(身分)

第2条 スクールソーシャルワーカーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 スクールソーシャルワーカーは、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けに関すること。
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に関すること。
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援に関すること。
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること。
- (5) 教職員等への研修活動に関すること。
- (6) 児童生徒の環境改善等に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱)

第4条 スクールソーシャルワーカーは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者
- (2) 教育及び福祉の両面に関し専門的な知識・技術を有する者
- (3) 教育又は福祉の分野において活動経験の実績等がある者

(委嘱期間)

第5条 スクールソーシャルワーカーの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第6条 スクールソーシャルワーカーの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第7条 スクールソーシャルワーカーの1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 スクールソーシャルワーカーの1日の勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第8条 スクールソーシャルワーカーは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 スクールソーシャルワーカーは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 スクールソーシャルワーカーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。

4 スクールソーシャルワーカーは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、スクールソーシャルワーカーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) スクールソーシャルワーカーとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、スクールソーシャルワーカーに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

1 件名

スクールソーシャルワーカー設置規程

2 制定の経緯及び必要性

- (1) いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題の背景には、児童生徒の心の問題や、家庭、友人関係、地域、学校等、児童生徒の置かれている環境が複雑に絡み合っているものと考えられる。

それらの問題を解決するためには、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒に支援を行い、解決を図る「スクールソーシャルワーカー配置事業」を実施する。

- (2) 当該嘱託員として設置する「スクールソーシャルワーカー配置事業」は、平成20年度より文部科学省の委託事業で市町村への再委託事業として実施してきた。平成21年度より文部科学省の補助事業に変更されたため、県が嘱託員を設置し事業を進める必要があるため設置規程を策定する。

3 制定案の概要

- (1) 嘱託員の設置について定める(第1条)
- (2) 嘱託員の身分について定める(第2条)
- (3) 嘱託員の職務について定める(第3条)
- (4) 嘱託員の委嘱について定める(第4条)
- (5) 嘱託員の委嘱期間について定める(第5条)
- (6) 嘱託員の報酬等について定める(第6条)
- (7) 嘱託員の勤務条件について定める(第7条)
- (8) 嘱託員の服務について定める(第8条)
- (9) 嘱託員の解嘱について定める(第9条)
- (10) 嘱託員の補則について定める(第10条)
- (11) 訓令の施行は、公布の日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整中

5 添付資料

- (1) 「スクールソーシャルワーカー配置事業」概要説明

「スクールソーシャルワーカー配置事業」概要説明

義務教育課

1 嘱託員等設置の必要性

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題の背景には、児童生徒の心の問題や、家庭、友人関係、地域、学校等、児童生徒の置かれている環境が複雑に絡み合っているものと考えられる

それらの問題を解決するためには、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒に支援を行い、解決を図る「スクールソーシャルワーカー配置事業」を実施する必要がある。

2 嘱託員の業務内容等

(1) 資格要件

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者
- ② 教育及び福祉の両面に関し専門的な知識・技術を有する者
- ③ 教育又は福祉の分野において活動経験の実績等がある者
- ④ その他、上記の者で下記の業務内容を適切に遂行できる者

(2) 業務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動
- ⑥ その他

3 嘱託員の報酬単価及び根拠

(1) 報酬及び勤務日数等

本事業においては、嘱託員の勤務時間は1日6時間、上記2(1)の資格条件のある者を想定している。

他の類似する事業で「児童生徒生活支援員」「子どもと親の相談員」の報酬との整合性を勘案し、報酬単価は日額9,300円で調整中である。

- | | | |
|----------------|----------|--------------|
| ・児童生徒生活支援員 | 日額3,100円 | 2時間/日 |
| ・子どもと親の相談員 | 日額3,100円 | 2時間/日 |
| ・スクールソーシャルワーカー | 日額9,300円 | 6時間/日の予定である。 |

(2) 根拠

沖縄県特別職に属する非常勤の報酬及び費用弁償に関する規則による。

4 嘱託員の任命・配置予定

スクールソーシャルワーカー6人を、各教育事務所に1名配置する予定。
配置については、平成21年7月以降を予定している。